

ID: 132

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	賦課金等の減免及び徴収延期		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成17年条例第113号		
【根拠条文】 (賦課金等の減免及び徴収延期) 第13条 市長は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、第2条の規定により徴収する賦課金等を減免し、又はその徴収を延期することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日